

■お申し込みの前に必ずお読みください

特定商取引に関する法律(1976年6月4日法律第57号)の適用を受ける場合の対応のお願い

特定商取引に関する法律※では、「特定商取引法における訪問販売、通信販売、電話勧誘販売に関する規定は、原則、すべての商品、役務(サービス)および政令で指定された権利」が対象とされており、販売形態として「新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申し込みを受ける取引」は通信販売と位置づけられ、広告表示にあたっては下記の項目を明記するように定められています。

お客様の業務内容が同法の適用範囲内である場合、弊社での取扱い審査時に本法律に基づく表示内容の確認をさせていただきます。

※特定商取引に関する法律とは・・・

訪問販売や通信販売、電話勧誘販売等における取引を公正なものとするともに、購入者の利益保護、商品等の流通および適性かつ円滑な役務提供を目的として定められた法律

【参考:通信販売の広告表示にあたっての必要項目】

1. 販売価格(役務の対価)(送料についても表示が必要)
2. 代金(対価)の支払い時期、方法
3. 商品の引渡時期(権利の移転時期、役務の提供時期)
4. 商品(指定権利)の売買契約の申込みの撤回又は解除に関する事項(返品の特約がある場合はその旨含む)
5. 事業者の氏名(名称)、住所、電話番号
6. 事業者が法人であって、電子情報処理組織を利用する方法により広告をする場合には、当該販売業者等代表者または通信販売に関する業務の責任者氏名
7. 申し込みの有効期限があるときには、その期限
8. 販売価格、送料等以外に購入者等が負担すべき金銭があるときには、その内容およびその額
9. 商品に隠れた瑕疵がある場合に、販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
10. いわゆるソフトウェアに関する取引である場合には、そのソフトウェアの動作環境
11. 商品の販売数量の制限等、特別な販売条件(役務提供条件)があるときには、その内容
12. 請求によりカタログ等を別途送付する場合、それが有料であるときには、その金額
13. 電子メールによる商業広告を送る場合には、事業者の電子メールアドレス

※経済産業省ホームページより抜粋

【ご注意】 特定商取引に関する法律についての個別のお問合せ、判断等は承っておりません。あらかじめご了承ください。